

## 愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会における感染症強化サーベイランス

## 1 目的

アジア・アジアパラ競技大会（以下「大会」という。）の開催前後は、選手等関係者や観戦のため、多くの訪日外国人客が国内に一定期間滞在することが見込まれ、感染症リスクが高まるおそれがあることから、愛知県衛生研究所、名古屋市衛生研究所、名古屋市保健所及び国立健康危機管理研究機構国立感染症研究所により、「愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会開催に向けての感染症リスク評価」（以下「感染症リスク評価」という。）が作成された。

感染症リスク評価においては、世界的な流行状況、輸入例増加の可能性、感染拡大の懸念や重症度を考察し、特に以下の疾患を注意すべき感染症として「強化サーベイランス対象疾患」に位置づけ、感染症発生動向調査の取組を強化していくことについて提言されている。

これを踏まえ、平時の感染症発生動向調査を基礎とし、大会に関係する感染症情報の収集、分析を強化するとともに、関係機関との情報共有を推進し迅速に感染症患者及び集団発生を把握することで、適切かつ有効な感染拡大防止対策の実施に資することを目的とする。

## &lt;強化サーベイランス対象疾患&gt;

- ・ 麻しん
- ・ 侵襲性髄膜炎菌感染症
- ・ 中東呼吸器症候群（MERS）
- ・ 腸管出血性大腸菌感染症

## 2 実施期間

令和8年9月1日（火）から令和8年11月7日（土）

※大会開催期間：令和8年9月19日から10月24日

## 3 実施主体

愛知県及び保健所設置市（以下「県等」という。）が実施主体となり、大会組織委員会と連携するとともに、県医師会等関係団体、医療機関の協力を得て実施する。

## 4 実施体制

## 【愛知県及び保健所設置市】

## (1) 大会感染症情報センター

愛知県は、県衛生研究所内に、大会愛知県感染症情報センター（以下「県情報センター」という。）を設置する。

県情報センターは、大会に係る県全域の感染症患者情報を収集、分析し、全国情報と併せて、関係機関に提供するとともに、WEB ページ等により情報発信を行う。

愛知県内の保健所を設置する市は、各市内に大会各市感染症情報センター（以

下「市情報センター」という。)を設置する。

市情報センターは、大会に係る各市内の感染症患者情報を収集、分析し、県情報センターの情報と併せ、関係機関に提供するとともに、WEB ページ等により情報発信を行う。

## (2) 愛知県内の保健所

大会に係る感染症患者情報、疑似症情報の収集及び還元を行う。

## (3) 県等

大会組織委員会と連携し、大会に係る感染症患者情報の収集及び還元を行う。

また、必要に応じて記者発表を行い、広く県民に対して情報提供する。

## 【愛知県及び保健所設置市以外の都道府県・保健所設置市・特別区】

大会に来場する外国人客の多くは、国内に一定期間滞在することが見込まれます。このため、各自治体において、感染症発生動向調査の取組を強化し、感染症発生に対する感度を高めることが重要です。別添1の「愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会に向けての感染症リスク評価」に基づき、強化サーベイランス対象疾患の発生については、特に留意が必要です。このため、強化サーベイランス実施期間に、各自治体においては主に以下の「5 感染症発生動向調査に係る対応」の取組をお願いします。

## 5 感染症発生動向調査に係る対応

### ① 感染症発生に係る感染症サーベイランスシステムによる届出の徹底

### ② 大会関係者（※1）及び大会来場者（※2）に係る情報の報告

（※1）大会関係者とは、国・地域及び国際機関からの公式参加者、運営・営業等に係る大会会場で業務にスタッフとして従事する非公式参加者（医療・警備・清掃・案内所担当やボランティア等）、国・愛知県・名古屋市・警察・消防・大会等の関係機関からの従事者を指します。

（※2）大会来場者とは、入場チケットを利用して大会に来場した者を指します。

#### (1) 医療機関

ア 強化サーベイランス対象疾患を診断した場合には、大会の選手等関係者又は来場者かどうかについて確認を行う。

該当する場合には、以下の内容を「19 その他感染症のまん延の防止及び当該者の医療のために医師が必要と認める事項」に、入力する。

（ア）大会の選手等関係者又は来場者の別

（イ）感染地域の詳細（大会会場、宿泊施設等）

（ウ）大会会場、宿泊施設の利用期間（日時）

イ 選手等関係者又は来場者について、強化サーベイランス対象疾患以外の感染症法に基づく届出（いわゆる全数把握）が必要な疾患を診断した場合は、可能な限りアに準じて入力する。ただし、届出様式に当該欄が無い疾患（5類感染症のうち、麻しん、風しん、侵襲性髄膜炎菌感染症以外）は、入力は不要とする。

## (2) 自治体

医療機関と連携して、(1) の内容の記載の徹底を図る。なお、強化サーベイランス対象疾患の届出を受理した際には、各疾患に応じて、積極的疫学調査等を行い、感染拡大防止等の必要な措置を速やかに講ずる。

また、強化サーベイランス対象疾患以外の疾患について届出受理後に、大会の選手等関係者又は来場者の疾患であったことが判明した事例については、備考欄に(1) ア(ア) から(ウ) の内容を、感染症サーベイランスシステムにて追記する。追記に当たっては、「大会関係者」又は「大会来場者」のどちらかの5文字、大会に立ち寄った日及び詳細場所等を追記いただきますようお願いいたします。

## 6 自治体間の情報共有及び感染症発生時の関係者間の連絡・協力体制の確保

### ① 自治体間の情報共有

自治体間の情報共有については、感染症サーベイランスシステムを活用するようお願いいたします。

### ② 感染症発生時や積極的疫学調査における関係者間の協力体制の確保

感染症発生時の対応や大会に関連した積極的疫学調査を行うときに、関係者間での協力が必要なことから、特に大会会場の周辺地域の自治体においては、あらかじめ関係者間における連絡・協力体制を確保していただくよう改めてお願いいたします。また、各自治体においては、大会会場の周辺地域の自治体から情報収集等に関する協力依頼があった際には、御協力いただきますようお願いいたします。

## 7 強化サーベイランス対象疾患を探知した際の相談体制の確保

自治体において、強化サーベイランス対象疾患の探知した際には、国立健康危機管理研究機構国立感染症研究所(※)にご相談いただきますようお願いいたします。

<相談対象となる事例(以下のいずれかに該当)>

- ・潜伏期間・行動歴等から、大会会場での感染が否定できない事例
- ・感染性があると考えられる期間に大会会場に滞在したと考えられる事例

※相談先：国立健康危機管理研究機構国立感染症研究所

電話番号：03-4582-2602 (平日)

Email: [eoc-asiad2026@nih.go.jp](mailto:eoc-asiad2026@nih.go.jp)

また、大会会場が所在する自治体においては、食中毒疑い事例の発生に備え、関係者、食品部局及び感染症部局を中心とする関係部局間における報告体制及び連携して初動対応を行う体制の確保をお願いいたします。

## 8 その他

(1) 疑似症定点における報告の徹底

疑似症定点を所管する保健所は、疑似症定点の医療機関に対して、強化サーベイランス実施期間における、疑似症の届出の徹底について周知する。

9 主な関係通知等（参考）

- ・愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会開催に向けての感染症リスク評価（令和8年7月27日）

<https://id-info.jihs.go.jp/mass-gathering/asiad2026/risk-assessment/index.html>

- ・疑似症サーベイランスの運用ガイダンス（第三版）及び事例集の送付について（令和2年1月10日付厚生労働省健康局結核感染症課事務連絡）